

第 20 号議案

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例の件

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

神戸市道路占用料条例（昭和44年 3 月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 占用料は、法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第10条、第11条第 1 項若しくは第12条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日</p>	<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 占用料は、法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第10条、第11条第 1 項若しくは第12条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日</p>

(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日) ) から1月以内に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を6月30日までに徴収するものとする。

(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日) ) から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を6月30日までに徴収するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 理 由

道路占用料の電子納付を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。